

テイクオフ留学プログラム約款

第1条 約款の適用

テイクオフ株式会社(以下当社)はこの語学留学プログラム約款により、留学に関する各種サービス(以下留学プログラム)を提供します。

第2条 契約の成立時期

当留学プログラム契約は、申込希望者が当社に対し本約款に基づき申込書を記入・提出し、申込金A \$ 600(税抜)を支払い、当社が申込書の提出と入金を確認した時点で成立するものとします。

第3条 拒否事由

当社は、申込者から当プログラムの申込があった場合、申込者が未成年あるいは学生で、留学プログラム申込について親権者の同意がないときは申込をお断りすることがあります。

第4条 プログラムの範囲

当留学プログラムは、申込者の希望される海外の学校等への入学等の手続き、滞在施設の手配・手続き、出発にあたっての情報提供を行うものです。

受入機関が提供する授業やサービスは各受入機関が企画・運営するものであり、当社が提供するものではありません。

当留学プログラムにおいて、当社は以下のサービスを提供します。

- ①入学手続き： 入学のための書類の作成やその送付、費用の送金、入学許可書などの必要書類の入手などを代行します。
- ②滞在先の手続き： 留学先でのホームステイや寮などの滞在施設の申込手続きをします。
- ③出発までのサポート： 出発までの各種の準備や留学生活についてのアドバイスや情報提供を行います。ビザ申請に関する詳しいご案内や出発前の諸情報の説明や確認のため、電話あるいは当社その他の場所で「オリエンテーション」を行うことがあります。オリエンテーションを実施する会場までの交通費は申込者のご負担となります。
- ④留学中のサポート： 留学中はメールや電話等で留学に関するご相談をお受けします。また電話やメール等での相談や連絡は、当社の営業時間 内(現地時間)に限り受け付けます。現地は緊急の場合に限り24時間対応致します。
- ⑤申込者が希望される場合ホテルなどの宿泊施設の手配を承ります。

第5条 費用

- ①語学留学プログラムの申込金 \$ 600(税抜)は残額お支払いの時に差し引いてお振込みいただけます。
- ②現地の授業料や滞在費などの費用につきましては、現地通貨でのご請求となります。日本円でのお支払いをご希望の場合はお申込日の週の電信売相場(TTSレート)レートで円貨に換算し、海外送金手数料(一件につき4,500円)と着金国側手数料(一件につき2,500円)を加えた額をお申込者に請求します。

第6条 渡航手続き費用

- ①日本出発前にビザ(入国/滞在許可)の申請・取得が必要となります。当社はお申込者のご希望があれば下記の追加料金を申し受けてビザ申請サポートを行います。
・オーストラリア観光ビザETAS: A\$20 代行手数料A\$10
- ②またビザ申請料などを各国大使館や領事館に別途支払う必要があることがあり、こうした費用は別途実費をご請求するか、直接お支払い頂くこととなります。
- ③ビザ発給の可否は各国大使館/領事館が決定するものであり、このビザ申請サポートはビザの取得を保証するものではありません。ビザが発給されなかった場合もサポート料金、その他ビザ申請に必要であった費用は返金できません。

第7条 緊急手数料

開講日(開始日)まで1ヶ月を切った時点での申込み、あるいは学校や開始日を変更してその結果開講日(開始日)まで1ヶ月を切る場合、学校の状況や手続きの状況により申込みや変更のご希望をお受けできないことがあります。お受けできる場合、緊急手数料としてA \$ 200(税抜)を追加して申し受けます(学校や開始日の変更を伴う場合は、更に変更手数料を追加して申し受けます)。

第8条 費用のお支払い

- ①留学費用、その他費用はご出発前にお送りする請求書に指定された期日までにお支払い下さい。航空券や保険などの手配も当社にお申込みの場合は合わせてご請求致します。
- ②留学手数料も含め、費用は当社の指定する銀行口座にお振り込み下さい。振込手数料は申込者の負担となります。
- ③現金でのお支払い、クレジットカードでのお支払いはお受けできませんのでご了承下さい。

第9条 契約の解除

- ①申込者は、下記の取消料をお支払い頂くことにより契約の全部または一部を解除することができます。
- ②お支払い済みの費用から、下記の留学手数料の取消料および受入機関から規定により請求される取消料の合計を差し引いた金額を返金致します。ただし、取消料合計がお支払い済みの費用を超える場合は、その超過額を申込者に請求致します。
- ③取消料
 - (a)申込日より起算して8日目までに解除の場合： 取消料なし
 - (b)申込日より起算して9日目以降に解除の場合： 留学手数料(税込金額)の30%、および受入機関から請求される取消料
 - (c)授業開始日の1ヶ月前までに解除の場合： 留学手数料(税込金額)の50%、および受入機関から請求される取消料
 - (d)授業開始日の1ヶ月以内の解除の場合： 留学手数料(税込金額)の70%、および受入機関から請求される取消料
 - (e)授業開始日の1週間前に解除の場合： 留学手数料(税込金額)全額、および受入機関から請求される取消料
- ④解約のお申し出は、取消の旨を記載し署名、捺印(申込者が未成年の場合は、合わせて親権者の方の署名、捺印)した書面を当社にお送りください。
- ⑤取消に伴い当社から申込者に返金する場合は、申込者の指定する日本国内の銀行口座に振り込みます。
- ⑥受入機関から請求される外貨建ての取消料は、留学先から当社へ取消料の通知のあった日の電信売相場(TTSレート)を用いて円に換算します。
- ⑦留学プログラムの取消に伴って航空券やホテルなどを予約後に取り消される場合、航空会社あるいは取扱い代理店より取消料を請求されることがあり、この費用は申込者のご負担となります。

第10条 契約の変更(留学開始前)

- ①申込み後、申込日から起算して9日目以降に、申込者の都合あるいは当社の責によらない事由により、受講校の変更をご希望の場合、変更手数料として1件の変更につきA \$ 200(税抜)を申し受けます。

第11条 契約の変更(留学開始後)

- ①渡航後に、コース変更・短縮・滞在学习期間の変更、滞在期間の短縮などを希望される場合、手続きのサポートを承ります。その場合は変更手数料 A \$ 200(税抜)を申し受けます。受講期間延長・滞在期間の延長をする場合の変更手数料は頂きません。
- ②当該受入機関等が変更を受け付けて当社を通じて返金することになった場合は、当該受入機関等から当社への返金が確認された日または当社に返金額の正式な通知のあった日の電信買相場(TTBレート)を用いて円に換算し、変更手数料A \$ 200(税抜)および銀行振込手数料を差し引いた金額を申込者指定の日本の銀行口座に返金致します。
- ③当該受入機関等が変更を受け付けて当社を通じて追加費用を支払うことになった場合は、現地通貨でのご請求となります。日本円でのお支払いをご希望の場合は、その旨の連絡を当社が受けた日の週の電信売相場(TTSレート)レートを用いて円に換算し、海外送金手数料(一件につき4,500円)と着金国側手数料(一件につき2,500円)および変更手数料A \$ 200(税抜)を加えた金額を申込者または保護者に請求します。

第12条 免責事項

- ①当社は、以下に例示するような当社の責によらない事由により、参加ができなくなった場合については一切の責任を負いません。
 - (a)ご希望の受入機関の基準・事情・判断等により入学が許可されなかった場合。
 - (b)申込者がパスポートまたはビザを取得できなかった、取得に時間がかかった、あるいは渡航先国に入国を拒否された場合。
 - (c)天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、運輸・宿泊機関のサービス提供の中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、日本または外国の官公署の命令、運輸・宿泊機関や現地受入機関の争議行為、不慮の事故や災難、申込者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。

(d) 申込者が本約款に違反した場合。

② 病気その他の事由により、申込者がプログラムに参加あるいは続行することが困難または不適切であると当社あるいは受入機関などが判断したとき。

(a) 学校内外での活動や生活・スポーツ等に従事して起こった事故や疾病などの損害。

(b) 申込者の故意、過失、法令・公序良俗や留学先等の規則、当社約款の規定に違反した行為があった場合の損害。それらの行為により当社が損害を被った場合、当社は申込者に損害賠償を請求します。

(c) その他、当社の責によらない事由により留学中に申込者が何らかの損害を被られた場合。

第13条 当社からの解約事由

以下のような事由が発生した場合、当社は当留学プログラム契約を解約することができるものとします。なおその場合「第10条 契約の解除」に規定の取消料を申し受けません。

① 申込者が当社に提出した情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。

② 病気その他の事由により、申込者がプログラムに参加あるいは続行することが困難または不適切であると当社あるいは受入機関などが判断したとき。

③ 申込者またはその関係者が、留学プログラムに関係する他の学生、学校関係者やホストファミリーなどに迷惑を及ぼしたり、プログラムの円滑な運営を妨げたとき、またその可能性が極めて高いと当社が判断したとき。

④ 天変地異、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公署の命令その他当社の責に帰さない事由によりプログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと当社が判断したとき。

⑤ 申込者が、当社から案内した留学手続きに必要な書類などを当社指定の期日までに送付しないとき。

第14条 留学研修に関する注意事項

① 受入機関やホームステイや寮滞在などは、たんに授業や宿舎を提供するだけでなく、現地の文化・生活の体験、相互理解・国際交流の促進などを趣旨としていますので、参加者は現地の生活様式や習慣、その国の法規、受入機関の規定、受入家庭の生活様式や習慣を尊重するよう努めて下さい。

② 文化や考え方の違いや、現地の事情のために、研修内容が必ずしも参加者の希望しているものと一致しないこともあり得ますが、参加者自身の積極的な姿勢や考え方が必要な場合も多くあります。研修の趣旨を踏まえて、自身の視野を拡げるよう、柔軟な姿勢で対処するよう心がけて下さい。

③ 現地での授業や宿舎手配などのサービスは海外の受入機関がそれぞれの責任において独自に運営するものですので、参加者は受入機関の規則に従い自らの責任で行動して下さい。また現地で発生した問題は帰国後ではなくその場で受入機関の担当者や責任者を通じて解決するようにして下さい。

④ 受入機関が提供する研修内容などは現地の事情により予告なく変更されることがあります。

第15条 ホームステイに関する注意事項

① 当プログラムでご案内するホームステイは、ベイキングホームステイであり、ホストファミリーは契約に基づいて対価を受け取って部屋や食事を留学生に提供します。契約範囲を超えて留学生と共に時間を過ごしたり、その他お世話をしてくれることがあってそれもそれはファミリーが厚意でしてくれることであり、いつも期待できるものではありません。

② ホストファミリーの人種、職業、家族構成、生活様式、宗教等は様々です。参加者は基本的にホストファミリーの習慣に従って下さい。

(a) 父親のみ・母親のみの家庭もあります。

(b) 子供がいる家庭も、いない家庭もあります。

(c) 一人暮らしの家庭から大家族の家庭まで様々です。

③ 受入機関は、ホストファミリーの選定に際して申込書に記載の参加者のプロフィールや希望を考慮しますが、必ずしも参加者の希望通りにはならないこともあります。希望通りの家庭でないことを理由にして申込みの取消をされる場合は、「第10条 契約の解除」に従って所定の取消料を申し受けます。

④ 現地の様々な事情によりホストファミリーの決定が出発直前になることがあります。また一度決定した家庭が不慮の事故や病気、天災、経済事情、家庭の都合などの理由により出発前、あるいは出発後に変更になることもあります。

⑤ ホームステイ先の家庭に2名以上の留学生が滞在している場合があります。

⑥ ホームステイ先からの通学に関し、原則としてホストファミリーによる車での送迎が付きまします。公共交通機関での通学になる場合もあります。

⑦ ホームステイ先でインターネットアクセスなどの利用は、ファミリーの許可が得られる場合に限り、その指示や条件にしたがって行って下さい。

⑧ ホームステイ先への帰宅時刻が遅くなる場合は、必ずホストファミリーに連絡するようにしてください。また友人をホームステイ先に連れてきたい場合は、まずホストファミリーの許可を得て下さい。

⑨ ホームステイは、部屋の掃除、ベッドメイキング、洗濯などは基本的に自分ですることになります。

⑩ ホームステイは、パスポート、現金、航空券などの貴重品は、各自で十分注意して保管して下さい。

⑪ ホームステイは、喫煙や飲酒については受入国と日本の法律に従うと共に、成人であっても受け入れ家庭または寮の習慣や規則に必ず従ってください。

⑫ ホームステイは、参加者が、受け入れ家庭や寮のルールや規定に反する行動をした場合滞在を拒否されることがあります。この場合滞在費用は払い戻されませんが、またホテルなど他の宿泊施設の手配や費用は参加者自身に負担して頂きます。

第16条 現地空港出迎えサービスについて

このサービスを利用される申込者は以下の点に十分ご注意ください。

(a) 現地到着時の出迎えサービスについては、申込者が現地に到着するフライトの到着予定時刻やフライト名などに大幅な変更があった場合には出迎え担当者に連絡すること。

(b) 到着後すぐに出迎えのドライバーに会えなかった場合、しばらくの間は指定のミーティングポイントで出迎えの到着を待ち、それでも会えない場合は指定の現地連絡先に連絡して対処方法について相談して対応すること。

(c) 帰国時の送迎サービスについては、帰国日の何日か前に、当社現地スタッフに必ずリコンファーム(予約の再確認)をすること。

第17条 海外危険情報・保健衛生について

渡航先の治安・安全や病気・衛生状況に関する情報は、外務省海外安全ホームページ(www.pubanzen.mofa.go.jp)や厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」(www.forth.go.jp)でもご確認頂けます。

第18条 個人情報の取り扱いについて

個人情報は、テイクオフ株式会社内で共同利用いたします。取得した個人情報は厳重に取り扱い、下記の目的以外では利用いたしません。

① 個人情報はお客様との連絡のために利用させて頂くほか、お申込みのプログラムにおいて運送機関・宿泊機関・受入機関などの提供するサービスの手配および受領のための手続きに必要な範囲で利用します。

② 上記の個人情報はお客様のプログラムの手配に必要な範囲で運送機関・宿泊機関・受入機関に提供します。

③ 取得した個人情報をお客様の同意なしに、上記の運送機関・宿泊機関・受入機関以外の第三者に提供することはありません。

ただし法令などで開示を求められた場合を除きます。